

確定申告書を提出した後で計算誤りなど申告内容に間違いがあることに気付いた場合は、次の方法で訂正することができます。また、うっかりして確定申告することを忘れていた場合は、直ちに申告をしてください。

税額を多く申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額への訂正を求めることができます。請求内容が正当と認められたときは、正しい税額に減額されます。

【手続】 更正の請求書に必要事項を記入して、所轄の税務署長に提出してください。更正の請求書は、国税庁ホームページからダウンロードできます（税務署にも用意してあります）。

【期間】 更正の請求ができる期間は、原則として、確定申告書の提出期限から1年以内です。

▽平成20年分の所得税

平成22年3月16日（火）まで

▽平成20年分の個人事業者の消費税及び地方消費税

平成22年3月31日（水）まで

確定申告を忘れていたとき

確定申告をしなければならないのに、確定申告することを忘れていたときは、直ちに申告をしてください。確定申告期限を過ぎてからの申告を「期限後申告」といいます。期限後申告をしたり、申告をしないために税務署から決定を受けたりすると、加算税が賦課される場合があります。

なお、期限後申告によって納める税額は、申告書を提出する日（納期限）までに延滞税と併せて納めてください。

確定申告が 間違っていたときは

税額を少なく申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告」をして正しい税額に修正してください。

なお、修正申告によって新たに納める税額は、修正申告書を提出する日（納期限）までに延滞税と併せて納めてください。

【手続】 修正申告書に、必要事項を記入して所轄の税務署長に提出してください。修正申告書は、国税庁ホームページからダウンロードできます（税務署にも用意してあります）。

【期間】 税務署から更正を受けるまではいつでもできますが、修正申告によって納める税額には、法定納期限（平成20年分の所得税は平成21年3月16日（月））の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかりますので、なるべく早く申告してください。

また、修正申告をする場合や、税務署長が更正を行う場合には、新たに加算税が賦課される場合があります。

更正の請求、修正申告、期限後申告の手続などについて、お分かりにならない点がありましたら国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署におたずねください。

税に関する情報は国税庁ホームページへ
<http://www.nta.go.jp>

◎個人住民税の納税義務のある公的年金受給者の方へのお知らせ

平成21年10月から、その年の4月1日において65歳以上の公的年金受給者（その年度分の支給額が年額18万円以上の老齢基礎年金又は老齢年金、退職年金等を同日において受給している方）で、その年度の個人住民税（市民税・県民税）の納税義務のある方については、公的年金等に係る所得に対する個人住民税が、年6回の年金支給のつど、公的年金から特別徴収（天引き）されます。

厚生年金、共済年金などの公的年金等にかかる所得額に応じた税額が対象ですが、特別徴収（天引き）されるのは老齢基礎年金又は老齢年金、退職年金等のみです。

（対象となる方以外の公的年金等に係る所得に対する個人住民税の納税方法は、普通徴収となります。）

この個人住民税の公的年金からの特別徴収は、個人住民税の納税方法を変更するものであり、これにより新たな税負担は生じません。

特別徴収される公的年金の種類及び徴収される税額等は、その年の6月に市役所から送付する税額決定通知書によってお知らせします。

なお、特別徴収が始まる年度の前半（6月、8月）については普通徴収となります。

前納報奨金減額のお知らせ

前納報奨金制度は、固定資産税及び市県民税（普通徴収）を第1期の納期内に第4期までの税額を全部納付した場合に、報奨金を交付するものです。この制度は、税収の早期確保や納税意欲の高揚を図ることを目的とした制度ですが、創設当初の目的が達成されつつあります。また、行財政改革の一環として経費節減を図る必要があることなどで、平成21年4月から前納報奨金の交付率及び限度額を次のとおり改正することになりました。

改正後	改正前	
0.5%	1%	報奨金の交付率
5万円	10万円	報奨金の限度額

※この改正により、前納報奨金は従前の2分の1になります。

【問合せ先】
税務課（麻生庁舎）

FAX ☎
0299172121
0299172108
0299172174

・ ・ ・ 徴収専門員（非常勤職員）募集のお知らせ ・ ・ ・

やる気のある方、興味のある方は、ぜひ申し込んでください。
詳しい内容は収納対策課までご連絡下さい。

受付期間 4月20日(月)から4月30日(木)土日祝日除く
午前8時30分から午後5時30分まで

提出書類 履歴書(市販、横書きのもの、写真添付)
※身元保証書及び誓約書は採用決定時に提出願います。

採用 面接により合格者を決定し、平成21年5月上旬から本年年度末まで任用します。
(面接試験日は後日お知らせします。)

- 内容**
1. 業務 ・主に市税等の訪問徴収などを行う。
 2. 採用予定人数 ・3名
 3. 賃金 ・基本給 月額80,000円 別途歩合給あり(最高220,000円まで)
 4. 申込資格 ・普通自動車免許を有する方。
・昭和19年4月1日以降に生まれた人。
・心身ともに健康で職務に責任感のある人。
 5. 採用期間 ・平成22年3月31日まで
・更新は、任用期間内の勤務が良好である場合。
 6. 勤務条件 ・原則として、1週間につき5日で、30時間を越えない範囲で、所属長の指示により勤務していただきます。

□行方市役所 麻生庁舎
〒311-3892 茨城県行方市麻生1561-9
☎0299-72-0811 Fax0299-72-2174
内線 121.122

セブンイレブン コストアセイコーマート ミニストップ エーエムピーエム サークルK 生活彩家 ポプラ エブリワン スーパー北海道 セーブオン MMK 設置店

市税は、お近くのコンビニエンスストアでも納付が出来ます。
詳しくは収納対策課までご連絡下さい。

くらしハウス スリーエイト コミュニティ・ストア スリーエフ ファミリーマート ローソン デイリーヤマザキ ヤマザキデイリーストア サンクス

税金 納め忘れていませんか？

市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の納付はお済ですか？

平成20年度分、全ての納付期限が過ぎていますので、まだ納付されていない場合は、お早めに納付して下さい。

納付書を紛失した方は

各庁舎で納付書の再発行を依頼して下さい。どうしても忙しくて来庁できない方は、収納対策課へ電話でご連絡下さい。納付書を郵送します。

納付されない方は

納付が無い場合には、納期内納税者との公平を保つために、やむを得ず財産(不動産・動産・債権)を差押えて、公売等により税金に充てることとなります。

公 売 情 報

○ 不動産公売

3月3日(火)行方市は鹿嶋・潮来・銚田市の4市合同による不動産の公売を県行方合同庁舎で行ないました。市は今回の差押えた不動産4物件について公売を実施しました。

結果は次のとおりです。

売却決定	・・・	1件	520,000円
完納による中止	・・・	1件	362,900円
入札者無し	・・・	2件	次回検討

○ インターネット公売

Yahoo!オークション内にある官公庁オークションに差押えたバイク4台を出品しました。3月3日(火)から始まったせり売りに参加された方は30名にのぼり、3月5日(木)に終了しました。結果は見積価格35,000円に対して落札価格237,010円で見積価格の6.77倍という高額で売却されました。

今後も税の回収のため催告に応じない者には厳格に滞納処分を実施します。

官公庁オークションのホームページアドレス <http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>